

# 東浦自然環境学習の森 基本計画（案）の概要

## 1. 計画の基本事項

### (1) 計画の背景と目的

東浦自然環境学習の森は、以前は人の生活と結びついた里山であり、多様な生物が生息する水と緑に恵まれた貴重な場所でした。しかし、生活様式等の変化によって人の手が入らなくなり、竹の繁茂が目立ち、広葉樹が減少している状況にありました。

そこで、恵まれた環境を有する新池周辺を、里山として自然環境の保全を図るとともに、住民が里山の自然に触れ、人と自然の関係を学ぶ場づくりを行うことを目的として平成21年4月に「東浦自然環境学習の森基本計画」を策定しました。

平成29年4月に見直しを行いました。それから5年が経過し、保全活動や活動団体の調査の中で見えてきた森の植生や生息する動植物の生態が変化している計画地の現況及び行動計画の整理をするため、「東浦自然環境学習の森基本計画」を見直します。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、その後については概ね5年で見直しを行っていくこととします。

### (3) 計画地の位置と規模

東浦自然環境学習の森（計画地）は、本町のほぼ中央、役場より西へ約1.3kmにあり、町の中心部を東に流れる明徳寺川の右岸部に位置しています。この場所は、南北に細長い谷戸地形を形成しており、中央部の谷底部は90mほどの緩やかに傾斜した谷底になっており、水田やため池の「新池」があります。谷の東側と西側は広葉樹林や竹林が広がる谷底部との高低差が20m程度の丘陵地となっています。計画地の面積は約17haです。

## 2. 計画地の現況

計画地の主な植生は、計画地北の駐車場から新池の北西を囲うようにハチクが見られ、ハチクの南西にはモウソウチクが広範囲に植生しています。その南側には広葉樹林が広がり、谷底部の多くはセイタカアワダチソウやヨシ等が繁茂しています。

また、多様な生物が生息しており、鳥類ではカイツブリ、カワウ、カワセミ等、哺乳類ではホンドギツネ、ノウサギ等、昆虫類はヤマトシジミ、オニヤンマ、カブトムシ等が確認されています。

## 3. これまでの取り組みと課題

前計画では、ゾーニングした区域ごとの基本方針、町としての行動計画を定め、様々な取り組みを実施してきました。これらは、現在も継続して実施しています。

### (1) 区域ごとの主な取り組み等（抜粋）

#### ① ため池保全区域

- ・ 在来種イシガメの生息数・サイズの調査を実施し、ナンバリングを行いました。
- ・ 生物調査と水質調査などを充実させる必要があります。

#### ② 水田保全地域～草地

- ・ 草地を水田化し、草刈りを行いました。

- ・外来種への対応について検討する必要があります。

③ 里山型植栽区域

- ・計画地に合った疎林にするため、下草刈りを実施しました。
- ・樹木は、3m～5m程度に成長しましたが、草が繁茂するため、樹林の管理として年数回の下草刈りの実施を進める必要があります。

④ 里山の水辺

- ・雨等による小川の岸崩れの修復等、小川や池の管理を実施しました。
- ・湿地帯のため池が夏場に干上がり、生物が死んでしまう事象が生じているため、湿地帯の保全について検討する必要があります。

⑤ 竹林管理区域

- ・伐採した竹の処理方法として、竹炭作り、ポース炭作りやチップ化して林道の整備を行いました。
- ・除伐した竹の処理が追い付かず、竹林に置かれたままとなっているため、処理する必要があります。

⑥ 作業広場

- ・炭窯付近の竹林を整備し、作業できる広場を設けました。
- ・竹細工教室等を計画するなど、楽しみながら保全活動を行う必要があります。

⑦ 広葉樹林保全区域

- ・混み合っているヒサカキの除伐を実施し、除伐した木は、チップ化や作業道の整備に利用しました。
- ・活動人員が不足しており、樹木の除伐が未実施の区域があるため、イベント形式の森林整備を企画するなど、人材を確保する必要があります。

(2) 町としての主な取り組み等 (抜粋)

① 観察会の開催、学校、保育園、地区コミュニティ (住民) へPR

- ・知多自然観察会と連携し、自然観察会を年4回実施しました。
- ・自然観察会の参加者は年々増加傾向にありますが、自然環境学習の森についての住民の認知度は高いとは言えず、更に住民に広く知っていただき、環境学習の場として活用していただけるよう、魅力ある観察会の開催を検討する必要があります。

② 里山保全活動団体への支援

- ・活動団体が保全活動で使用する消耗品や備品等を購入し、活動しやすい環境の支援をしました。
- ・自然環境学習の森を持続していくためには、永く継続的に人が関わる環境を保つことが必要であり、その環境を保つ為の活動を行う保全活動団体への支援を継続的に行う必要があります。

③ 自然環境学習の森の管理業務をします。

- ・里山保全活動団体だけでは維持できない部分の竹の伐採や除草を行いました。
- ・この環境を維持していくため、引き続き、適正な管理業務を検討し、実施する必要があります。

## 4. 基本計画

(1) 基本方針の設定

① 全体方針

住民協働による計画策定、整備、運営管理を通して、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ「自然環境学習の森」づくりを行っていきます。

整備と運営管理に区分し、整理します。また、全体目標の骨子及び目指す森の姿を示します。

② 整備に関する基本方針

- ・自然に配慮した空間とする。

・人と自然の関係を学ぶ場とする。

③ 運営管理に関する基本方針

- ・継続的な保全活動が、収穫等の喜びにつながるような仕組みを取り入れる
- ・生き物や植物に配慮し持続的な環境が保たれる里山として維持管理を行う

④ 森の活用についての全体目標の骨子

- ・郷土にあった昔ながらの明るい里山を保全しながら、私たちが学び育ち楽しめる場とします。
- ・各区域に生息している動植物と里山保全活動とが共存できる場とします。

⑤ 目指す森の姿

多様な生物を育むだけでなく、人と自然のふれあい、人と人との交流、生きがいを感じる場としての森を目指します。活動団体や地元自治会、地元企業等と町が連携して、計画策定、整備、運営管理を行い、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ場にしていきます。

(2) ゾーニング及び動線

計画地の地形、植生、景観を踏まえ、区域ごとの基本方針等に基づいたゾーニングを行いました。

(3) 区域ごとの基本方針（抜粋）

① ため池保全区域（水質調査・掻い掘りを行うエリア）

- ・掻い掘りや下草刈り程度の管理を行う区域とします。

② 水田保全地域～草地（ビオトープ化するエリア）

- ・草地は、稲作の体験を行う水田や子供の泥遊び場等、運営段階で計画的に整備していく場所とします。

③ 里山型植栽区域（植栽を管理するエリア）

- ・計画地に合った樹木による疎林とします。

④ 里山の水辺（ビオトープ化するエリア）

- ・水辺の生き物や植物を観察できる場所とします。

⑤ 竹林管理区域（明るい竹林を目指すエリア）

- ・広葉樹林側への竹の拡散防止に努めます。

⑥ 作業広場（竹林内）

- ・竹林内で炭焼き等の作業を継続的に行います。

⑦ 広葉樹林保全区域（落葉広葉樹林化するエリア・自然遷移に任せるエリア）

- ・自然観察や森の手入れを通して、楽しみながら森に触れ、保全活動が行えるようにします。

(4) 町としての行動計画

① 観察会の開催、学校、保育園、地区コミュニティ（住民）へPRします。

② 里山保全活動団体への支援をします。

③ 自然環境学習の森の管理業務をします。